

飯盛女の離縁状

高木 侃

- 一 はじめに
- 二 飯盛女の離縁状
- 三 飯盛女の年季明けと離縁状
- 四 飯盛女身請け後の離縁顛末
- 五 まとめ

一 はじめに

江戸時代、幕府は公認の遊廓として、江戸では吉原だけを認め、それ以外は禁止する方針であったが、宿場だけは「食売女」をおくことを認めた。食売女（飯売女とも）は寛文七（一六六七）年の信州中山道追分宿の文書に「めしたき女」であってもえり（衿）・帯に至るまで、絹類を使用させないで木綿ばかりを着用させるとあり、この地では、めしたきが次第に、「食もり」、「食（喰）売」、「食盛（森）」、

「飯売」と変化し、幕末期六十年間は飯売と並んで「飯盛」が用いられたという（岩井 一九八七・一〇九頁以下）。食売女（飯売女）の史料としては、武州日光道中大沢町食売下女年季奉公人請状を中心とした関係文書を本誌前号で紹介した（高木 二〇〇五）。そこで用いられた事書（表題）の文言は、「食売下女」、「飯売下女」もしくは「食売女」であったが、ここではその俗称である「飯盛女」を用いた。

本小稿では飯盛女の離縁状の実際を紹介し、改めてその意義を検討する。さらに飯盛女の奉公時（もしくは年季中）に夫から差し出された離縁状の年季明け後の取り扱い、および身請け（落籍）して妻を迎えた飯盛女の顛末にもふれたい。¹

二 飯盛女の離縁状

(i) 上州例幣使道木崎宿飯盛女の離縁事例

木崎宿（現・群馬県太田市）は日光例幣使道の宿場で、慶応元（一八六五）年には旅籠屋が三十三軒あった。その飯盛旅籠屋の一つであった俵屋の飯盛女⁽²⁾の離縁状と関連文書一通がある。左に二通の文書を引用し、そこから推測されるところを述べる。

離縁一札之事

一 此いのと申女、私シ妻へ貰請候処
実正ニ御座候、あきすきニ付、

離別いたし候上ハ、何方へ縁付候共、

拙者^{拙者}無御座候、仍て如件

四月 武蔵島村

栄 吉（爪印）

木崎宿

俵屋内

ゑ のとの

覚

一金 五両 也

右は栄吉妻^妻の之儀、此度離別致し、趣意金として書面

金子儘請取申候、然ル上は此後^後の身分ニ付、決て申分無御座候、為念受取一札仍て如件

世話人

卯四月

安兵衛^印

引請人

勘衛左門^印

木崎宿

俵屋

与四郎殿

先に筆者はこの二通について次のように考えた（高木一九九九…三一頁）。すなわち、年貢未進か借金苦か、夫が妻^妻のを飯盛女奉公に身売りすると同時に離縁して、この離縁状を交付した。このように夫が妻の身売り奉公に際して離縁状を出せば、「夫権を放棄した」とみなされるから、離縁状を授受して明確に婚姻関係を解消しておくことは、飯盛女の身請け・住み替え（蔵替・鞍替・置替とも）等にあたって旅籠屋には好都合なことであった。したがって、もう一通の金五両を受領した「覚」について、この金額が当時の飯盛女年季奉公の給金としては少額に過ぎるので、給金は夫が受領し、この五両は右世話人等への謝礼と考えた。

しかし、夫による妻の身売りは必ずしも「夫権を放棄し

た」ことにならない場合、つまり年季明け後に婚姻を継続する場合がある。このときは二通の持つ意味は異なってくる。まず、離縁状の授受は妻の年季中（奉公後）のことであり、その年季中に夫の方に借金を余儀なくされることが出来し、夫の関係者である世話人等が俵屋の妻に借金返済を迫ったのではないか。もしそうだとするなら、夫の窮状を救うためにゑの年季はさらに延ばされることになる。旅籠屋俵屋の方はこのような借金の申し出を重ねて受けるのは迷惑であることから、夫に対してゑのを離婚（夫権を放棄）することを求め、それに応じて夫は離縁状を差し出すことになったものと考えられる。

なお、俵屋主人と四郎からこの文書の作成時の卯年は特定できない。³⁾

また、夫の住む武蔵島村は新田郡内の村（現・群馬県太田市）で、木崎宿まで地図上直線距離にして約一里（四キロメートル）ある。離縁状の離婚理由「あきすぎ二付」はほかに例がなく、筆者はこれに「厭き好き」をあて、好きになったり厭いたりするのは世の常であるから、離縁はやむをえないことであるとの意味に理解する。

(ii) 武州中山道深谷宿飯盛女さんの離縁事例

明治三（一八七〇）年武州中山道深谷宿（現・埼玉県深谷市）で飯盛女になった年季奉公人さんの事例について、

史料を時系列的に掲げるが、これら一件文書は袋（タテ三二・五、ヨコ九・五センチメートル）に入れられて残存した。表の上部三分の一ほどの所から折り、その部分に「千客万来、大入叶」と書かれている。袋の表は、

「明治三庚午年七月廿四日より来ル酉ノ九月廿四日

迄中年丸三年式ヶ月

年季奉公人証文壺通袋

奉公人 き ん

とあり、裏は左の通りである。

午ノ二十三才

「 武州賀美郡藤ノ木村

実親 兵 松
人主

同州同郡同村

親類 久 吉
証人

中山道深谷宿

宿請人 金 平

この中に四通の文書が入っている。まず、夫卯市からきんにあてた離縁状である。これには折封の上包みが残っており、「奉公人きん離別一札」とある。右の離縁状は奉公にあがる九日前の日付である。つまり、夫と離縁してから奉公にあがったことになる。ということは後述する「頼一

札」でもわかるように、年貢そのほかの入用に差し支えの身売りであり、それは実家を助けるためであった。ここでは明らかに「夫権」は放棄されたのである。

離別一札之事

一其方儀、此度我等勝手以、離別

いたし候所相違無是候、然る上は何

方へ縁付候共、少も差構無是候、

是依て差出し申一札如件

午七月十五日

卯 市（爪印

き んとの

つぎに飯盛女として奉公にあがった七月二十四日付けの文書二通がある。一は「頼一札」であり、他は「帰り一札」である。これによれば、きんは中山道深谷宿の旅籠屋に飯盛女として身売りされ、年季は丸三年二ヶ月、給金は五十両であった。

「頼一札」とは、奉公人の身元請人（保証人）を依頼し、その承諾を得たこと、その上で請人が飯盛女について諸事責任を負うことを約束した証文である。人主の中には越後国などの遠くに居住するものもあり、当座の用に役立たないの、請人が必要だったのである。本来この「頼一札」

は、「道中旅籠屋食売下女年季奉公人請状」・「食売下女年季奉公人請状」などと称する飯盛女の年季奉公人請状に付属するもので、請状と同時に旅籠屋に差し出された（したがって、飯盛女の年季奉公人請状は本紙とも本紙請状とも称されたのである）。このように奉公人請状と頼一札が一体のものであると認識されていたので、たとえば、武州日光道中大沢町（現・埼玉県越谷市）の事例のように、奉公人請状の裏面に、頼一札裏面の上部を少しつまんで折つて重ね、左右二箇所（頼一札裏面の上部を少しつまんで折つて重ね、左右二箇所）に請人の印鑑が押捺されたものがあるが、まさに典型的な例証である（高木、二〇〇五・一二八頁）。しかし、同一日付の奉公人請状はきんの場合には残存していない。これにはそれ相当の理由があつたはずで、後述する。

「帰り一札」とは奉公人の年季が明けた（年限を勤め終えた）ときに、人主、多くは実親などの親族に女子の身柄を引き渡すことを約束する証文である。実親等は引取に際して、この一札を持参・提示することを求められ、あらかじめ奉公時に旅籠屋主人から受け取つて置くものであつた。

頼一札と帰り一札を左に引用する。

入置申頼一札之事

一此きんと申女子、我等実娘二御座候処、此度当午ノ御

年貢其外金子要用之儀出来仕、親類一同相談之上、御当宿え連参り、道中旅籠屋食売下女奉公ニ差出し度之処、手筋無之、貴殿方之儀ハ両度別段御熟意之由ヲ以、御世ハ并宿請人相頼上候処、早速御承知被下千万忝、則御宿内旅籠屋勘作殿方え、当午ノ七月廿四日より来ル酉ノ九月廿四日迄中年丸三年式ヶ月、給金五拾両也御取極メ被下、只今請状之上、右金不残御渡し被下、隨ニ受取申候、然ル上ハ右女子ニ付、横合より彼是等申候者決て忝人も無御座候、若何角申候者御座候ハ、我等何方迄も罷出申訳仕、貴殿え少も御苦勞相懸ケ申間敷候、且此者御主人方年季中不奉公仕候哉、又ハ取逃・欠落等仕候ハ、其品は其品は不申及早速召連尋出し相返し可申候、万一行衛相知れ不申候ハ、右給金成共人代成共貴殿思召次第急度相立可申候、猶又此者御主人方にて御氣ニ入不申候義も御座候ハ、御沙汰次第罷出取片付可仕候、若其御我等宿所ニ居合不申御間ニ合兼候ハ、貴殿御取計ヲ以、外宿御仲間内え御住替被下、右給金は勿論諸人用等迄御損毛無之様御取立可被成候、其節少も申分無之候、且此者年季中妻ニ御好身人も御座候ハ、先方御見届ケ被下、当人得心之上、御主人と御相談之上、御縁付可被下候、其御御主人方給金御損毛無之様御取立可被成候、其節一言之申分筋決て無之候、為後日入置申年季奉公人御世ハ

并請人頼一札仍て如件

明治三庚年 武州賀美郡藤ノ木村

午ノ七月廿四日

実親 兵

松[㊦]

同州同郡同村

親類 久

吉[㊦]

証人 奉公人 吉

ん(爪印)
午ノ廿三才

深谷宿

金 平殿

歸り一札之事

一 貴殿実娘きんと申女子、此度我等方え道中旅籠屋食売下女奉公ニ召抱申候処相違無之候、尤年季之儀ハ当午ノ七月廿四日より来ル酉ノ九月廿四日迄中年丸三年式ヶ月、給金五拾両也相定メ、只今証文之上右金不残相渡し申候、然ル上ハ右女子取極メ年季首尾能相勤、年季明之砌ニ相成候ハ、此書面ヲ以女子引取ニ可被参候、為後日差出し申年季奉公人歸り一札依て如件

明治三庚年

中山道深谷宿

午ノ七月廿四日

旅籠屋

勘

作[㊦]

藤ノ木村

さて、もう一通を紹介しよう。これは明治四年八月十七日付けの奉公人きんの年季請状である。鴻巣宿主人が主人になっているが、奉公先は前年の（上野屋）勘作で住み替えたわけではない。にもかかわらず、二度目の奉公人請状が作成されたのは、きん実家から借金十五両（給金の差額）の無心がなされ、そのことから年季を約一年延長することになったものである。その際、前年の請状は反故にされ、残存しないのであろう。

道中旅籠屋食売下女年季奉公人請状之事

一此きんと申女子、生国慥成者ニ付、我等抱置候処、此度無抛金子要用之儀出来、貴殿方え道中食売下女年季奉公ニ差出し申処実正ニ御座候、尤年季之儀は当未八月十七日より来ル戌ノ十月九日迄丸三年壹ケ月廿日ニ、給金六拾五両ニ相定、只今一同立会之上、前書之通、給金不残御渡し被下慥ニ請取申候、然ル上は右女子身分ニ付故障等申者無御座候、若彼是申者有之候ハ、早速罷出埒明ケ聊貴殿え御苦勞相掛ケ申間敷候、若亦女子年季中取逃・欠落等致候ハ、早速尋出し、其品々相改紛失之品相弁え、当人共ニ御返し可申候、万一行衛相知れ不申候ハ、給金成共人代成とも貴殿

御差図次第済方^⑧可仕候、猶亦年季中不奉公仕候敷、又は御氣二入不申候節は、外御仲間内え住替ニ被出、給金其外諸人用等迄御損毛無之様御請取可被成候、且年季中妻ニ望人御座候節は、当人得心之上、先方見届ケ御縁付可被下候、其御樽代金何程御受納被成候共、我等方ニ於て申分無御座候

一御一新御法度之義は不及申二、御家之御作法何事二不限御申付為相背申間敷候、并ニ御仕着之儀は夏冬両度御家内并ニ御渡し可被下候事

一宗旨之儀は代々御法度之宗門ニは無之、則寺手形我等方え取置申候間、御入用之節は何時成共差出し可申候、且年季中長病相煩候敷、又は不慮成怪我過等ニて相果候義も有之候ハ、御沙汰次第罷出、貴殿御差図次第取片付可仕候、若シ其砌り我等宿所ニ居合不申、御間ニ合兼候節ハ御宿内御作法ヲ以宿請人立合之上、貴殿旦那寺え御取置被下、跡より法名ヲ以御知ら七被下候共、決て御恨ケ間敷義ハ申間敷候、為後日食売下女年季奉公人請状入置申処如件

中山道鴻巣宿

旅籠屋

明治四辛未年八月十七日 人主 林 七郎右衛門^⑨

親類

請人 岡崎 喜代七^⑩

ところで、飯盛女の年季奉公人請状に添えられた離縁状の意味を検討する。実親が女子を身売りするとき、代金の授受がなされた後に、その夫が現れ、自分の女房であるから当方に代金を払えなどと言いがかりをつけてトラブルになることもあったと思われる。そこで旅籠屋では代金の支払いには慎重を期した。きんが離婚していなければ夫卯市に支払うべきであるが、離縁状がある（離婚後）こと、つまり夫権は放棄されているので、実父兵松に当初五十両、ついで十五両が支払われたのである。旅籠屋では用意周到に離縁状を受理し、前夫から「横合より彼是等申」、つまり後々難題を申し掛けられないようにしたのである。ここでの離縁状はまさに離婚の確証そのものを意味したのである。

三 飯盛女の年季明けと離縁状

さて、飯盛女の年季が明ければ、娘は人主、多くは親元

奉公人 きん（爪印）

同 深谷宿

宿請人 高野 金平^印

中山道深谷宿

旅籠屋

上野屋勘作殿

に帰されることになるが、そのときは、先にみた「帰り一札」を持参して引き取りに行くことになる。つぎに帰り一札とそれを持って女子を引き取りに行つたときの旅籠屋からの証文を掲げる⁵。本庄宿は中山道の宿駅（現・埼玉県本庄市）、八木宿は日光例幣使道の宿駅（現・栃木県足利市）である。八木宿の源右衛門は同時期の文書に屋号が「中屋」とある。この宿駅には中屋という屋号は二軒あり、一つは飯盛女を置く飯盛旅籠屋で、他は女を置かない平旅籠屋であるが、どちらとも決める材料をもたない。また本庄宿の喜兵衛・常五郎と扱人と惣兵衛らも旅籠屋の主人と思われる。弘化五（一八四八）年の帰り一札によれば、飯盛女きんはこの三月から丸二年八ヶ月の年季、給金は三十二両で、本庄宿喜兵衛方へ飯売下女奉公に出た。旅籠屋主人の源右衛門がきんの人主となって身売りしているということは、住み替えが考えられ、すれば源右衛門は飯盛旅籠屋の主人ということになる。

入置申帰り証文之事

一 此度貴殿人主にてきんと申女子、我等方え道中旅籠屋飯売下女奉公ニ抱置候処相違無御座候、但年季之儀当中三月より来戌十一月迄式年八ヶ月、給金三拾貳両也相定、請状之上金子不残相渡申候、然上は年季中首尾好相動候上は、此書付は女子引替ニ相渡可申候、為念

帰り証文仍て如件

本庄宿

喜兵衛[㊦]

弘化五申年三月

八木宿

源右衛門殿

入置申一札之事

一去ル弘化五申歳三月中貴殿御頼ニ付奉公人きん義、我等宿方え奉公住為致候所、此節年季明キニ付、貴殿方え御引渡し申上候、且其節相渡し被置候離縁状并頼一札共一同御返し可申処、其後我等転宅之砌紛古仕、只今見あたり不申候ニ付、以来何方より右書付差出し候もの有之候共、決て御取用被成間敷候、若彼是右取得申もの御座候ハ、我等何方迄罷出申開仕貴殿え御苦勞相懸ケ申間敷候、尤其内見当り候ハ、早速差上可申候、為後証一札入置申候所仍て如件

本所[㊦] 駅

嘉永四歳

常五郎[㊦]

亥六月十六日

八木駅

与惣兵衛[㊦]

八木駅

源右衛門殿

きんの年季は二年八ヶ月であつたが、三年三ヶ月後によ

うやく勤め上げて引き取られることになつた。帰り一札を持参して本庄宿に向いた源右衛門に対して、本庄の常五郎（喜兵衛から代替わりしたか）はきんとともに返却すべき「離縁状并頼一札」を紛失してしまつた。したがつて、どこからこの書付が出されても用いないように願ひ、かつ見つけ次第差し上げると記述している。これによつて、年季明けには「頼み一札」、いわゆる身元保証書は返却されたこと、さらに離縁状が預けられていれば今後の再婚のためこれに返却されたことがわかる。

四 飯盛女身請後の離縁顛末

飯盛女が身請けされるときには、身請証文を作成し、しかるべき金額が旅籠屋に支払われて、その請主の妻や妾になつた。とくにその妻に身請けされるときは、その証文に「行々拙者方にて如様之品[㊦]ニ相成候共、末々迄引請可申候」のように、将来どのようなになつても末々まで引き請けること、さらにもし離縁したならば毎年米や小遣い銭まで与え不自由ないようにすること、また身請け後は何があつても見苦敷（飯盛女）奉公等はさせないと記載したものなど配慮がうかがえる（宇佐美 一〇〇〇…一二五頁以下）、また、妾として身請けしたときにも、後になつてもしも手

切れ(妾関係の解消)をしても再び飯売下女奉公に出したりせず、ほかに縁付けるか、親元へ帰すようにして、女子の身が立つようにすることが記述されている(五十嵐 一九八一・一八四頁)。タテマエにもせよ身請けした女性に配慮した文言が記載された。しかし、身請け(落籍)された後に離婚する例もあうることは当然のことであり、以下に述べよう。

これは上州玉村宿(現・群馬県佐波郡玉村町)の名主で、弘化三(一八四六)年に同寄場組合大惣代に就任した渡辺三右衛門が天保十三(一八四二)年から明治二(一八六九)年までの足掛け二十八年間書きついだ日記、いわゆる『三右衛門日記』(『日記』と略す)に見られる事例である(高木、二〇〇一)、玉村宿は中山道倉賀野宿から分岐して今市宿にいたる日光例幣使道の宿駅で、飯盛女も多く遊興歡樂の宿場であった。文政十二(一八二九)年当時、飯盛旅籠三十六軒、平旅籠十一軒、小旅籠九軒、茶屋旅籠十一軒、合計五十六軒であった。

ところで、後に掲げる離別趣意金受取書によれば、那波郡長沼村(現・伊勢崎市)の百姓嘉十郎はミセを「玉村宿万吉殿仲立」で女房にしたという。この玉村宿万吉は四丁目音羽屋の主人であることから、ミセは音羽屋の飯盛女で、嘉十郎はミセの馴染じみとなり通いつめた挙句、身請けしたのである。これに要した代金は二十二両であったと思わ

れる。互いに惚れ合つて結婚した飯盛女ミセとその馴染み客嘉十郎の新婚生活は、当初は少なくとも世間でみられるような甘いものであったに違いない。しかし、その後にくぐく当たり前の日常生活のなかで、夫婦もしくは夫婦を取り巻く状況の変化が夫婦二人の関係を離反させ、とりわけミセが夫との離婚を切望するようになった。客として通ってきた嘉十郎はそれなりにミセをちゃやほやしたが、普段の生活ではそうもいかなかったからで、ミセはそのような夫に愛想がつきたのかもしれない。『日記』安政五(一八五八)年五月十九日条に、つぎの記事がみえる。

長沼村 又右衛門倅嘉十郎

親類証人

奥松実娘ミセ離別二成、同人え一札并ニミセ離別状、久五郎女房ハミセ之姉立合、同人より金拾三両相渡、其余九両は何日ニ渡し候哉不知、達て下拙之事二致度旨ニて我等方ニて之濟方也

これによれば、双方の関係者がたつて希望し、名主三右衛門宅での交渉となった。それには世話好きの三右衛門に双方が期待したからで、夫方は夫嘉十郎と証人としての親類林太郎(右記事には名は記されていない)、妻方は妻ミセとその実父奥松のほか、ミセの姉で久五郎女房が立ち合

った。趣意金（離婚慰謝料）二十二両を妻方から差し出すことで離婚が成立する。妻方からの離婚請求であったために慰謝料を出すこととなったが、その金額はおそらく身請けに要した金額であったと考えられる。もつとも、この日に支払われたのは十三両で、残金九両がいつ渡されたかは知らずと記述されている。趣意金を受理した夫から妻方へは「同人え一札并ニミセ離別状」が渡された。ミセ離別状はないが、「同人（奥松）え一札」は、この離婚に介入した三右衛門が預かったものとみられ、三右衛門（現・渡辺寿美保氏）宅に現存するので、左に引用する。

差出申一札之事

其許実娘ミセ義、玉村宿万吉殿仲立ニて、女房致候処、此度私勝手以離別いたし、ミセえは離別状相渡、御引渡申候処実正ニ御座候、然ル処、離別為趣意と金式拾貳両也、慥ニ請取申候、然ル上は向後何様之儀出来候とも一切差構毛頭無御座候、為後日一札差出申処仍如件

那波郡長沼村

安政五年

又右衛門悴

午五月

当人 嘉十郎（爪印）

玉村宿

親類 林太郎^印

奥

松殿

これには端裏に「奥松女房離別状」とあるが、内容は「夫方離別趣意金受取書」であり、離婚成立の日に書かれた右の一札には二十二両受理とある。しかし、日記には残金九両の受理は不明とある。このことは二十日後の「日記」六月九日条にみえる記事で判明する。

八丁目久五郎之女房親

奥松・おせん両人之実娘ミセ儀ニ付

右おせん願来り候は、ミセを長沼村嘉十郎離別趣意金ニ差支、道中飯売下女奉公ニ合戦場宿福村、但しおせん福村誰と申名前失念之由、右ミセ奉公住之義ニ付、実娘ニは無之杯と之風聞有之候間、慥成ものニ書状ヲ貰ひ、実娘と申事ニ候ハ、抱ル旨申ニ付、何卒書状認メ呉候様申、達て余人と申聞候得共、是非と申度之申出ニ付、無拠奥松・おせん之実娘ニ相違無御座候と迄と申文言ニて余分一切認メ不申、福村様と書遣ス

ここに「離別趣意金差支」とあるので、日記の通り、九両の残金があったのである。そこで残金に窮したミセは又候、日光例幣使道中の合戦場宿（現・栃木県佐野市）の旅籠屋に身売りすることになった。ところが、相手方の旅籠屋福村では、ミセが奥松・おせん夫婦の実娘ではないとの

風聞があるので、召抱えるわけには行かない。どうしても奉公を願うなら誰か確実な人物の書状（身元保証書）を持参するように求められる。そこで、この日ミセ母おせんが書状の依頼を願ってきたのである。三右衛門はほかの者に依頼せよと断るが、おせんとすれば三右衛門以上に社会的信用のある保証人はいないので、重ねて願う。やむなく三右衛門はミセが奥松・おせん夫婦の実娘であることのみを認め、おせんが福村の名前を失念しているので、宛名には福村様とのみ書いて遣わしたとある。

五 ま と め

飯盛女にまつわる離婚と離縁状について、本小稿に紹介したことを簡略にまとめておく。

まず、奉公にあがる前に夫卯市からきんに差し出された明治三年の離縁状は明らかに夫権の放棄であり、さしあたり離婚の確証そのものとしての意味をもつ。したがって、旅籠屋としては実父にその給金を払えばよく、この身売り奉公に前夫が容喙する余地をなくし、後々のトラブルを回避する機能を有した。

卯四月の栄吉からいのに交付された離縁状は奉公の前（同時）なのか、年季中なのか特定できないが、後者の蓋然性が高い。離縁状を受理したいのは年季が明けたら、親元に帰るなり、良縁があれば嫁くなり、そのまま自前で飯

盛家業を続けるなり、自由の身となる。

いずれにしても夫婦関係の解消文書である離縁状は、旅籠屋にとつては前夫との紛争回避の手段として機能したのであり、旅籠屋では大切に保管したのである。そのことは、弘化五（一八四八）年の帰り一札を持参して、三年三ヶ月後にきんを引き取りに出かけた源右衛門に対して、きんとともに返却すべき「離縁状并頼一札」を紛失したことを詫びていることから理解される。年季明け後に、きんは再婚するかも知れず、離縁状は最終的に「再婚免状（許可証）」としての機能を有するものであった。

ミセの事例は、離縁状の機能とは関係ないが、身請けされて結婚したものの、夫に嫌気がさしてミセの方から離婚を求めたものである。離婚請求者は趣意金（慰謝料）を支払う原則であったが（高木 一九九九：四五八頁以下）、それにしても二十二両は高額で、おそらく身請け代金相当額であろう。趣意金に差し支え、また同じ街道の宿場で飯盛女になっている。身売りして苦界に身を沈めてでも亭主と別れたい女がいたのである。

【付記】

本稿は平成十六年度専修大学研究助成（個別研究）をえた「徳川時代の家族法史に関する特殊研究Ⅱ」の成果の一部である。特記して感謝の意を表したい。

- (1) 宿場絵図に関して、菊地卓、三田剛、玉村町歴史資料館萩原佳子各氏の「教示」に与った。
- (2) 多田宏朔氏所蔵文書。離縁状はすでに紹介した(高木一九九三・三二〇頁)。
- (3) 先に慶応三(一八六七)年と推定したが(高木一九九三・三一頁)、俵屋先代寅藏の名は天保九(一八三八)年にみえ、また与四郎の名は天保十五年表口五間余・奥行二十間の屋敷を譲り受けたときの証文にみえる。すれば、この間の卯年、弘化元(一八四四)年か安政三(一八五六)年のいずれかである(新田町誌編纂室一九八三・二四〇頁以下、及び多田氏文書)。
- (4) 俳山亭文庫(故篠木弘明氏)旧蔵文書。一部はすでに紹介した(高木、一九七四・一九六頁以下)。
- (5) 縁切寺満徳寺資料館所蔵。
- (6) この「品」について、宇佐美はこれを「品物」、つまり夫の持ち物の意であり、女は夫の妻であることに変わりはないとはいえ、後々まで夫の恣意(支配)に左右され、再び飯盛女として売買の対象となると解しているが(二〇〇〇・一二五頁)、岩井は品は「女の事で心身共指している」、つまり女が心身共にとどのような状態になっても引請けるといい好条件を記したと解する(一九八七・一五四頁)。たとえ離縁しても不自由ないようにするとの後段の文句から岩井の説を妥当と考える。
- (7) 史料の引用方法は、拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文

堂、一九九〇年)凡例によった。なお、行間の㊦は左の箇所を押捺されていることを意味する。

参考文献

- 五十嵐富夫『飯盛女―宿場の娼婦たち』新人物往来社、一九八一年。
- 石井良助『続江戸時代漫筆 江戸の遊女その他』井上書房、一九六一年。
- 石井良助『食売旅籠屋のこと』『日本の歴史を読み解く』明石書店、一九九三年。
- 岩井傳重『軽井澤三宿と食売女』樺株式会社、一九八七年。
- 宇佐美ミサ子『宿場と飯盛女』同成社、二〇〇〇年。
- 高木侃『三くだり半―江戸の離婚と女性たち』平凡社、一九七四年、増補版、一九九九年。
- 高木侃『近世末離婚関係文書考』『関東学園開学五十周年記念論文集』(一九七四年三月)、関東短期大学。
- 高木侃『資料』『三石衛門日記』の離縁状関連史料』『関東短期大学紀要』第四五集(二〇〇一年三月)、関東短期大学。
- 高木侃『資料』徳川時代後期家族法史料(三)―武州日光道中大沢町食売下女年季奉公人関係文書』『専修法学論集』第九五号、(二〇〇五年一月)、専修大学法学会。
- 新田町誌編さん室編『新田町誌第三卷 特集編 日光例弊使道・木崎宿』新田町、一九八三年。
- 牧英正『人身売買』岩波書店、一九七一年。